

東京都入札監視委員会第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和2年2月19日(水) 都庁第二本庁舎31階特別会議室22	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 (部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史 公認会計士 片桐春美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子 計4名(敬称略)	
審議対象期間	平成31年1月1日～平成31年3月31日	
抽出案件計	4件	(備考)
一般競争	1件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>(高額事案) 王子第二ポンプ所建設その4工事 [一般競争入札]	
	Q 本件は不調再発注案件であるが、再発注においてもなお1者の応札しかなかった。再発注の際、入札参加者の確保に向けてどのような工夫をしたのか。	A 不調時の入札参加者にヒアリングを実施するなどした上で、本件建設現場の特性である狭隘な敷地、高速道路や河川との近接といった施工条件に鑑み、より施工しやすい(入札に参加しやすい)環境となるように発注内容を見直した。
	Q ヒアリング相手は不調時の応札者であると同時に本件の落札者でもあるとのことだが、再発注時も当該事業者による1者入札であった状況から、発注内容の見直しは当該事業者にとってのみ施工しやすいものであったのではないか。	A 本件は、特殊な工法等を指定したのではなく、他の事業者でも施工可能な発注内容である。 また、再発注時の見直し内容についても、前述のように現場の特性に鑑みた見直しであり、特定の事業者ではなく、どの事業者にとっても入札に参加しやすい環境となるよう工夫したものである。
	Q 再発注時に発注内容を見直したとのことであるが、それは本来、当初発注時から設計や積算に見込んでおくべきものであったのではないか。	A 当初の設計内容でも履行可能であったと考えているが、不調を受けて改めて発注内容を分析し、現場条件を考慮した結果、使用する材料を見直したものである。

<p>意見：当初発注、再発注と一者入札であったことについて、担当個人ではなく組織で分析をし、今後の発注に活かされたい。</p> <p>また、入札に参加しやすい環境を整えるため、建設現場の施工条件を適切に把握し、設計や積算に反映されたい。</p>	
<p><議案2> (高落札率事案) 自転車走行空間整備工事 (30南東-2) [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 希望者、応札者共に少ない状況であるが、技術的に特殊なもの等があるのか。</p>	<p>A 主たる工種は舗装工事であるが、舗装工事自体は一般的であり、特に特殊な工法等は含まれていない。</p>
<p>Q 特殊な工法等が含まれていないとすると、なぜ希望者、応札者が少なかったと考えているか。</p>	<p>A 入札参加辞退者からの辞退理由にもあるが、本件は発注した時期が年度末ということもあり、本件の履行時期に配置可能な技術者が不足したことが一つの要因と考えられる。</p>
<p>Q 東京2020大会を前にして建設業界は盛況な状況である。一定の時期に工事が集中してしまうとそれぞれの工事の入札参加者は減少してしまうと思われるが、なぜ本件はこの時期に発注する必要があったのか。</p>	<p>A まず、都道全体で自転車走行空間を造っていくという事業計画があり、その事業スケジュールに基づいて発注している。次に、東京2020大会を見据え、競技会場周辺を優先して整備する必要があった。</p>
<p>意見：入札参加者が一者のみとなったことについてその原因を分析し、今後の発注に活かされたい。</p>	
<p><議案3> (一者入札の事案) 武蔵野の森公園防災公園整備工事 (その2) [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 応札者が1者であったことについて、発注時期が原因となっているということはないか。</p> <p>また、そうであったとしたら、設計業務の実施時期を早めるなどし、工事の発注時期を前倒しするなどの工夫は可能か。</p>	<p>A 本件は工期が年度末ということもあり、配置可能な技術者が不足したことも1者応札となった要因の一つと考えられる。</p> <p>発注時期の前倒しについては、現在、設計業務を前年度に実施して翌年度当初に工事を発注するなど、設計委託も含めた施工時期等の平準化に取り組み始めている。</p>

<p>Q 希望28者から10者を指名したとのことであるが、どのような考え方で指名したのか。</p>	<p>A 指名基準に基づき指名を行っている。 本件は、まず、過去に優良な成績を収めた優先指名業者を優先して指名している。 次に、過去の施工実績及び地理的条件を勘案して指名者を選定している。</p>
<p>Q 地理的条件を勘案しているとのことだが、希望者と指名者を見比べると施工場所直近の事業者が指名から漏れている状況が見受けられる。</p>	<p>A 地理的条件と共に過去の施工実績も考慮しており、施工場所直近の事業者であっても施工実績の状況により指名されない場合もある。</p>
<p>Q 希望28者に対して10者を指名し、結果として応札1者という状況を都民にどのように説明するのか。</p>	<p>A 前述の通り指名基準に則り優先順位をつけて10者を指名している。 また、事業者の入札行動であるため推測であるが、事業者は、指名された後に、入札に向けてより詳細な積算作業等を行ったもの考えられ、その結果工期面や価格面で履行が困難であるとか、技術者の配置が困難であると判断され、結果として1者の応札となったものと考えられる。 この際、指名者は、開札までお互いに誰が指名され、また誰が応札したか分からない状況であり、潜在的な競争は働いていると考えている。</p>
<p>意見：入札参加者が少ない原因として発注時期の問題があるとするならば、発注時期を前倒しする等その平準化に努められたい。 また、指名者の選定方法について、地域事業者が適切に新規参入できるよう考慮されたい。 さらに、本件の公正性を確認するため、過年度の同様工事の入札状況を整理されたい。</p>	
<p><議案4> (同一事業者長期継続受注事案) 新宿線レール削正工事 [特命随意契約]</p>	
<p>Q 本件は不調再発注案件であるが、再発注時に単価は上がっているのか。</p>	<p>A 再発注時に施工数量を減じているため当初発注時との単純な比較は困難である。 いずれにしても、予定価格は都の積算基準に則り、削正車の借用期間中の損料や作業人工等の必要経費を積み上げて積算している。</p>

	<p>Q 本件はなぜ特命随意契約により契約しているのか。</p>	<p>A 契約の相手方が新宿線の軌道幅に対応できるレール削正車を保有する唯一の事業者であり、当該事業者でなければ履行することができないためである。</p> <p>なお、車両を相互乗り入れしている京王電鉄も当該事業者が保有する削正車を使用し、削正工事を実施している。</p>		
	<p>Q 都が新宿線の軌道幅に対応する削正車を自ら購入した方が、結果的に経済的なのではないか。</p>	<p>A 当局では削正車を購入した場合のコスト試算を実施している。その結果、削正車を購入するより、現状のように当該事業者が保有する削正車を使用して削正工事を実施する方が経済的であることを確認している。</p>		
	<p>意見：不調再発注に際して積算内容を見直したことについて、その内容が十分に説明できるようにされたい。</p> <p>また、特命理由となっている削正車について、京王電鉄と共同で購入した場合の当該削正工事の経済性についても試算されたい。</p>			
委員会による報告又は意見の具申	<p>議案1から議案4までについて、入札契約手続は規定のルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。</p>			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	0件	1件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<p><議案5></p> <p>Q 本件は、寄せられた談合情報について調査を実施しているが、なぜ調査が必要と判断したのか。</p>		<p>A 寄せられた情報は、匿名であり、また入札参加の当事者しか知り得ない情報も無かったが、具体的な案件名が特定されたため、念のため調査を実施したものである。</p>	
委員会による報告又は意見の具申	<p>談合情報処理は規定のルールどおりに行われている。</p>			